

# 豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

豊田市社会部交通安全防犯課主幹 中島 伸一

## 1 はじめに

豊田市は、愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の約6分の1を占める広大な面積を持つまちです。また、市の名前からわかるとおり、大手自動車メーカーの城下町であり、全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として広く知られており、ものづくりの中核都市としての顔を持っています。

一方、市の約7割を占める豊かな森林をはじめ、田園が広がる、緑のまちとしての顔も併せ持っています。

## 2 豊田市の犯罪情勢

豊田市は、先に述べたとおり自動車産業が

発展していることもあり、東名高速道路、伊勢湾岸自動車道などの高規格幹線道路網をはじめ、国道、主要地方道などの道路網が整備されています。

そのことから、犯罪者たちもこの道路網を使い各地から集まってきており、市街地のみならず、市街地から外れた高速道路のインターチェンジ周辺地域においても、自動車盗、車上ねらいなどのいわゆる自動車関連窃盗を中心に各種犯罪が多発しており、平成17年には、過去最高となる9410件を記録するなど、豊田市における刑法犯認知件数は、毎年県下ワースト上位が続いています。

## 3 条例制定に至った背景と経緯

犯罪発生件数の激増に危機感を抱いた本市では、犯罪発生件数の抑制、治安に対する市民の不安感の解消に向け、市、市民、事業者の共働により取り組むことなどを示した豊田市犯罪のないまちづくり条例を制定するとともに、防犯活動行動計画を策定し、市民による自主防犯活動の推進、市による自主防犯活動団体に対する支援、警察力の補完的役割を果たすため、擬似パトカーによる犯罪多発地区深夜巡回、市営駐輪場等警戒等の地域安全巡回員派遣事業の推進など官民一体となった犯罪抑止対策を推進した結果、犯罪発生は減少傾向に転じ、平成24年には、平成17年の半数以下となる4410件にまで減少しました。しかしながら、刑法犯認知件数について

豊田市は、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図りながら、適切な防犯カメラの設置及び運用を行っていくために愛知県で初となる条例を制定した。



は、相変わらず県下ワースト上位であることに変わりはなく、さらに、毎年市民に対し実施している犯罪に対する意識調査の結果からも犯罪の減少が市民の体感治安の改善にはつなげていないというのが実情です。

このため、今後犯罪を減少させるとともに、市民の体感治安の改善を図るためには、現状の活動だけでは限界であり、これまでの活動に加え、新たな施策を講ずる必要性がありました。

このような中、近年、街中のあちらこちら

で防犯カメラを目にするようになり、また、逃走中の被疑者が防犯カメラの画像がきっかけで逮捕されたとの報道が頻繁になされるなど、社会全体が防犯カメラの有用性について高い関心を寄せています。本市においても、市街地の商店街をはじめ、一部の自治区が犯罪抑止を目的に防犯カメラを設置し、秩序違反の減少等大きな効果を上げており、さらに、市でも鉄道駅市営駐輪場に防犯カメラを設置し、自転車盗の減少に大きな成果を上げていることから、更なる犯罪の減少と市民の体感治安の改善を図るためには、防犯カメラの設置促進を図ることが有効であるとの結論に達しました。

ただ、当初、市としては、条例は制定せず、

防犯カメラ設置促進に関するガイドラインの制定

防犯カメラ設置補助制度の実施

の2本柱で対応することを考えておりました。しかしながら、当市を管轄する豊田警察署から、

防犯カメラの適正な管理、運用がなされれば、設置が促進されるので是非とも条例を制定して欲しい

との要望を受けるとともに、市においても、

より実効性のあるものとするために、市民の代表である議会で議決され

た重みのある条例を制定すべきであるとの判断に至り、条例制定に向け、作業を開始しました。

まず、平成24年7月から4回にわたり、学識経験者のほか、事業者代表、市民の代表者ら8名からなる検討委員会を立ち上げ、条例制定に向けた検討を行うとともに、平成24年10月には、パブリックコメント及びEモニターアンケートを実施し、市民の意見を集約しました。その結果、条例制定についての賛成意見とともに設置要望意見が多数を占めたことから、平成25年3月市議会に条例案を上程し、審議の結果、条例が成立したものです。

#### 4 条例の概要

本条例は、14条からなり、この中で防犯カメラの適正な設置及び運用について定められています。

第1条は条例の目的、第2条は用語の定義を定めています。

第3条は、防犯カメラを設置、運用するものによる防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いの基本原則を規定しています。

第4条は、市や自治区、自主防犯活動団体、商店街振興組合など条例で規定された団体が公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとする際は、防犯カメラの設置及び運用に関

する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、市長に届け出ることが規定されています。

防犯カメラを適正に設置及び運用するためには、設置者が、一定の基準を明文化しておくことが望ましいということから設置運用基準の策定と届出義務を明文化したものです。

また、規定された団体については、地域の防犯・安全という公共目的で公共の場所に向けて防犯カメラを設置及び運用する公共的な団体ということで設定したものです。

第5条は、設置者の義務について規定しています。

第1項は、前条の届出義務者が、防犯カメラの適切な運用を行うために、防犯対象区域（犯罪の予防をしようとする区域）ごとに防犯カメラ管理責任者を設置することが規定されています。

第2項は、誰が防犯カメラを設置しているかを明らかにし、市民の安心感を確保するために、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示することを義務付けました。

さらに第3項では、設置者が第3条の基本原則にのっとり、防犯カメラを設置するよう義務付けています。

第6条は、管理責任者が防犯カメラの機器

操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定するとともに、緊急、かつ、やむを得ない場合を除き、管理責任者及び取扱者以外の者は防犯カメラの操作ができないことが規定されています。

防犯カメラの画像データは、個人情報、プライバシーなど個人の権利利益に直結するため、より慎重な取扱いが求められることから、取扱者を限定することで、より厳重に個人の権利利益を保護することを目的としています。

第7条は、設置者等（設置者、管理責任者、取扱者）の義務について規定されています。

設置者等は、防犯カメラの適正な運用を図り、設置運用基準を遵守すること、並びに防犯カメラの画像データの情報を漏らしたり、目的外使用してはならない旨が規定されています。

第8条は、設置者等による画像データの適正な取扱いについて規定されています。

設置者等は、警察等の捜査等法令に基づく場合や市民等の生命、身体、又は財産を保護するため、緊急であり、かつ、やむを得ないと認められる場合、画像データから識別される特定の個人の同意がある場合を除き、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならないことが規定されています。

第9条は、設置者及び管理責任者が、本人

から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、当該画像データを開示するよう努めなくてはならないとの規定です。

市民等の権利として自己情報の開示請求が認められていますが、画像データには第三者も一緒に録画されているケースもあることから、必要と認められる範囲内で合理的な方法で開示するよう努力規定となっています。

第10条は、防犯カメラの設置及び運用に関して市民等から苦情があった場合の設置者及び管理責任者がとるべき措置とその対応に不服があった場合の市長に対する申出について規定されています。

市民等から苦情があった場合、設置者及び設置管理者は、自らの責任で、迅速かつ適切に苦情対応を行わなくてはなりません。その対応に不服があった場合、市民等は市長に対し、その旨の申出ができます。

申出を受けた市長は、実態を把握し、必要があれば、設置者及び設置管理者に対して適切に処理するよう求めるなど、迅速な対応に努めなくてはなりません。

第11条は、設置者又は管理責任者に対し、市長が防犯カメラの管理及び運用状況について報告を求めることができることと、違反行為があると認めた場合の中止、是正措置について勧告ができることが規定されています。

第12条は、勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わなかった場合の、事実の公表について規定されています。

公表の方法については、規則で掲示場への掲示、及びホームページへの掲載により行うものとする定められています。

また、条例に向けた検討会においては、条例に違反した者に対し、罰則規定を設けることが検討されましたが、本条例の対象者が、地域の防犯・安全という公共目的で公共の場所に向けて防犯カメラを設置及び運用する公共的な団体に限定していることから、罰則的な項目を設定することで、地域の安全・安心に係る活動が停滞する恐れがあるとの理由から、最終的に勧告と公表という形となりました。

第13条は、市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについて規定されています。

市が設置した防犯カメラにより記録されたデータ等は、豊田市個人情報保護条例に基づく個人情報であり、また、同条例による個人情報取扱の方が厳格であり、市民の権利利益を手厚く保護しているということで、本条例のほか、豊田市個人情報保護条例に定めるところによる規定されています。

第14条は、その他必要な事項についての施行規則への委任規定です。

## 5 条例をもとにしたこれまでの取組み

条例を制定し、防犯カメラの適正な設置及び運用についてのルールが規定されたことにより、これに並行して、防犯カメラの設置促進に向けた取組みも推進することとなりました。

その一つが防犯設備整備補助金制度いわゆる防犯カメラ設置補助制度の実施です。この制度は、市内で多発する自動車盗、車上ねらいなどの自動車関連窃盗をはじめ、空き巣、忍込みなどの住宅対象侵入盗の減少を図るため、自治区などが防犯カメラを設置する場合、一定の割合に公共の場所が写るなど一定の条件を満たしていれば、設置に係る費用のうち一定割合補助するものです。

この制度は、条例において設置運用基準の策定と届出が義務付けられている自治区、商店街振興組合、鉄道事業者などのほか、20台以上の駐車場を備えている賃貸共同住宅所有者、貸し駐車場所有者や管理者なども補助対象者に含め、後者についても設置運用基準の策定を補助の要件とし、条例に準じて防犯カメラの適正な設置と運用に努めるよう求めています。

さらに、市においても防犯環境整備事業として自転車、オートバイ等の犯罪被害が多発

している鉄道駅周辺の市営駐輪場や、子ども、女性等の犯罪弱者が犯罪被害者となるおそれの高い公園などの公共施設への防犯カメラの設置を進めています。

## 6 課題と今後の展望

現在、各地において防犯カメラが続々と設置されており、また、防犯カメラの設置効果や普及促進に対する市民の期待も高まっています。

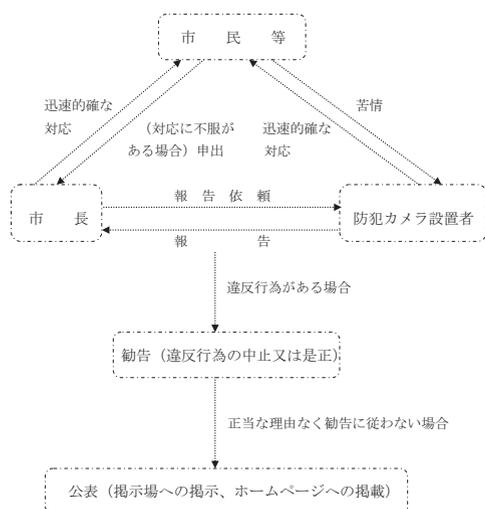
しかしながら、市民の中には、防犯カメラを設置することについては賛成であるが、自分のところは撮ってほしくないといったプライバシーに対する不安の声が少なからず聞かれます。

逆に、設置する側においても、プライバシーに配慮した適正な設置、管理が必要であることから、それに対する不安から設置に二の足を踏むケースも見受けられます。

また、本条例による届出義務者である自治区、自主防犯活動団体などの中には、1年、2年といった短期間で役員が交代する団体も多く、引継ぎの不徹底などから防犯カメラの管理、運用がおろそかになるおそれがあります。

これらの問題を解決するため、市としては、設置を予定している者に対し、設置、管理に対する不安感を払拭するための助言を行って

防犯カメラの適正管理に向けた流れ



いく一方、設置者等に対しては、条例の規定に基づき、市が定期的に設置、運用状況の確認を行うとともに、不適正な設置、管理を行うことのないよう指導を行っていく必要があります。

なお、防犯カメラの設置促進策である防犯カメラ設置補助金制度についても、財政上の問題から継続的に予算化ができなくなった場合、引き続き設置促進が図れるかといった問題や、決して安くはない維持管理に係るランニングコストの負担問題や機器の更新時において引き続きカメラを設置するなど、今後における防犯カメラの設置促進に向けては多くの問題点があり、この点についても今後検討していく必要があります。

## 7 おわりに

愛知県内においては、本市による条例施行がきっかけとなり、同様の条例を制定しようとする動きが広がっています。また、他県の自治体からも多数条例についての問い合わせを受けています。

現在、市民の防犯カメラに対する意識の変化や行政による設置促進施策などから防犯カメラの設置に追い風が吹いており、今後も設置が進んでいくことが予想されますが、市民のプライバシーに関する不安感を払拭するためにも、条例をはじめとしたルールづくりをしっかりと行うとともに、防犯カメラ設置者に対し、適正管理についての指導を確実に実行し、防犯カメラに対する信頼性を高めていく努力が必要です。

●第33号 (2013年5月発売) 定価 1,200円 (税込)

### ・特集 公共施設の老朽化の現状と自治体の対応

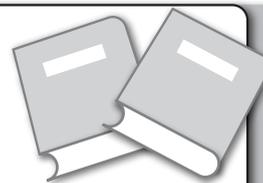
公共施設の老朽化の現状と自治体の対応  
 公共施設・インフラ老朽化に向けた処方箋  
 公共施設有効活用と自治体間の連携

### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例  
 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例について

### ・トピックス

自治体法務と弁護士の活用  
 資源ごみ持ち去り問題と自治体の対応



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい

フリーコール (通話料無料)  
 受付時間：月～金 9時から17時

TEL : 0120-953-431  
 FAX : 0120-953-495

Web  
 サイト

URL : <http://gyosei.jp>